

## 財務 VOL.20

## 院長先生のための年末調整

今年も年末調整の季節がやってきました。

年末調整については会計事務所に任せきりという先生方が多いようですが、何も知らないというのは好ましくありません。年末調整は**従業員さんの手取りに直結**するものですから、先生方もある程度はその仕組みを理解しておいていただく必要があります。

実際、昨年の年末調整の際に、新たに弊社の顧問先となった医院の従業員さんで、過去において**税金を過大に払っていた**ということが判明した事例がありました。

このような事態を避けるために、また先生方の教養の一つとして、今回は年末調整のなかでも、特にご留意いただくポイントについて取り上げます。

### 【適用漏れが多いケース①：扶養控除】

「扶養控除」とは、従業員さんに配偶者以外の親族（給与収入が年間103万円以下の方に限定）がいる場合に受けることができる税金の軽減をいいます。

適用漏れがよくあるケースは、年の途中で従業員さんの扶養に入っているご家族が死亡している場合です。一見、扶養控除の対象とはならないように思えますが、この場合、亡くなった年については控除を受けることができます。

**「年の途中で亡くなったご家族については、扶養控除を適用することができる」ということを覚えておいて下さい。**

扶養控除を適用した場合、所得税率が最も低い方でも、 $38万円 \times 5\% = 1万9千円$ 、加えて住民税で $33万円 \times 10\% = 3万3千円$ 、合計**5万2千円もの税金を軽減**できますので、しっかり適用を受けたいものです。

### 【適用漏れが多いケース②：寡婦控除】

「寡婦控除」とは、従業員さんが夫と死別又は離婚した後再婚しておらず、かつ、①扶養する子がいる場合、又は②給与収入が688万円以下である場合、のいずれかに該当する際に受けることができる税金の軽減をいいます。

寡婦控除を適用した場合、所得税率が最も低い方でも、 $27万円 \times 5\% = 1万4千円$ 、加えて住民税で $26万円 \times 10\% = 2万6千円$ 、合計**4万円の税金を軽減**できます。

さらに、①及び②のいずれにも該当する場合には、『**特別の寡婦**』という扱いとなり、さらに8千円の税金が軽減され、合計**4万8千円の税金を軽減**できます。母子家庭にとっては決して馬鹿にならない金額です。

寡婦控除の適用漏れが多い理由としては、本人の申告がなければ分からないという点が挙げられます。寡婦控除の適用があると思われる従業員さんがいらっしゃる場合には、

是非ともお声掛けをしてあげてください。

### 【適用漏れが多いケース③：住宅ローン控除】

「住宅ローン控除」とは、従業員さんが借入れをして住宅を購入した場合に受けることができる税金の軽減をいいます。

控除額が年末の借入金残高の1%（平成21年から居住した場合、**最高50万円**）と大きい金額となるため、ほとんどの従業員さんは所得税が0円になります。

しかし、住宅ローン控除はその住宅に居住してから**10年間**（平成21年から居住した場合）しか受けることができません。また、控除を受けるには**初年度に確定申告**をする必要があります。

なお、冒頭に挙げた事例は、この住宅ローン控除の適用漏れがあったケースです。この方は、平成13年に住宅を購入して入居していたのですが、平成21年になるまで全く手続をしていなかったため、**住宅ローン控除を8年間も受けていなかった**のです。（幸い、直近5年分は遡って手続し適用可であるものの、それ以前の4年分は遡れず適用不可。）

### 【年末調整の“誤解”】

年末調整を行った場合、従業員さんへの税金の“還付”により医院として支出額が増加するケースが多いので、“余計な出費”をしているように思われるかもしれません。実際、住宅ローン控除等により還付額が大きくなった場合に、「どうしてうちが支払わないといけないのか？」というご質問をよく受けます。

しかし、年末調整によって従業員さんに還付されるお金は、仮に還付されなかった場合には国に納めなければならない源泉所得税の一部に該当しますので、この支出額の増加は医院の損失でないことはもちろん、あくまで一時的な資金の減少にすぎません。

例えば、まだ納付していない源泉所得税の金額が30万円である場合、年末調整により、従業員さんへの税金の還付が10万円発生したとしても、その分源泉所得税の納付額が10万円減少して20万円となるため、結局のところ**医院にとっては損にも得にもならない**のです。

(※)弊社におきましては、以上のようなケースを防止するため、事前に従業員さんにお配りする「説明資料」をご用意しておりますが、何より重要なことは、**従業員さんの個別事情を一番つかんでおられるのは先生方ご自身である**という事実です。ほんの少しだけでも自院の従業員さんの年末調整について関心を持っていただき、必要書類の中身をチェックしてみてください。きっと、貴院にとって大切な従業員さんの不利益を未然に防止できるはずです！

### ■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://now.amcp.biz> をご覧下さい！